

# Ⅲ 令和3年度 学校訪問実施要項

## 1 学校訪問の方針

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条の規定に基づき、市町教育委員会の要請により、公立幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校における教育課程、学習指導・保育指導、生徒指導、その他学校(園)教育に関する専門的事項についての指導助言を行う。

## 2 学校訪問の形態と内容

### (1) 一般訪問(B訪問・1回/年)

※ A訪問は平成29年度から休止

- ① 『令和3年度大河原管内の教育』の「学校教育の重点」及び「学校教育の努力点」を踏まえて、授業及び協働による授業づくりに係る指導助言を行う。
- ② 校長が幼稚園長を兼務している学校・幼稚園については、同一日の訪問希望も可能とする。
- ③ 全体会の内容と時間については、学校の実態等を踏まえ、市町教育委員会・学校と事前に協議し決定する。
- ④ 訪問する指導主事の人数は、当日の授業数、諸表簿指導希望の有無に応じて決定する。
- ⑤ 基本は幼稚園を午前訪問、小・中学校は午後訪問とする。小・中学校においては市町教育委員会から通常授業の参観の要請があった場合は、午前最後の授業時間帯から訪問し、各学級の授業を参観する。(指導案は不要・個別の指導はしない。)
- ⑥ 市町教育委員会の要請があった場合には、必要最低限の諸表簿の整備や管理上の課題等に対する指導助言を行う。

### 【留意点】

- 学校経営概要説明においては、生徒指導に係る説明、協働での授業づくりに係る説明を含むものとする。
- 訪問当日の協働による授業数は1～3コマとし、初任者(1年目)2コマ以内及び特別支援学級1コマを、特別枠で加えることもできる。
- 授業はいずれも協働による授業づくりを行い、授業づくりに取り組んできた全教員が当該授業を参観する。
- 各分科会は、授業者及び当該授業の構想立案、指導案検討、先行授業、模擬授業等に関わった教員により編成し、全教員が参加する。
- 授業づくりの経過等は代表者(学年主任、教科主任等)が説明する。
- 全体会での職員紹介等は、座席表などの紙面紹介で行う。
- 全体会には自校の教育計画を持参する。
- 訪問日の日程については、訪問校との事前打合せで相談する。日程作成に当たり、訪問校は研修の充実が図られるように工夫する。
- 全体会の内容等は、学校課題解決への支援という形で学校の実態等を踏まえて実施する。学校課題に係る話合い(いじめ・不登校を生まない学級づくり、行きたくなる学校づくり、学力向上の取組等)については、市町教育委員会・学校の要請に応じる。

### (2) 指定校訪問(C訪問・1～3回/年)

研究指定校の計画により訪問し、研究推進に関する指導助言を行う。義務教育課担

当指導主事等が同行する場合もある。B訪問に加えて実施する。

(3) 特別訪問（D訪問・数回／年）

(1)(2)の訪問とは別に、市町教育委員会及び学校の要請に基づき、校内（園）研究充実のための指導助言を行う。B訪問に加えて別日に実施する。

### 3 訪問期日の決定

教育事務所は、市町教育委員会からの要請に基づき期日の調整を行い、「学校訪問予定一覧表」を作成し、当該市町教育委員会に通知する。

### 4 訪問に係る打合せ等

(1) 打合せ票の配布

打合せ票は、学校経営要録等説明会〔4月15日（木）〕の折に配布する。また、この時に訪問に係る全体的な説明を行う。

なお、打合せ票は、教育事務所ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 打合せ票の事務所提出

幼稚園の主任及び小・中学校の教頭は、訪問日の前月10日12時まで（10日が休日の場合はその前日まで）に、所定の用紙を担当指導主事にファクシミリで送付する。

なお、5月に予定されている学校については、4月20日（火）12時まで、9月に予定されている学校については、7月30日（金）12時までに行う。

ファックスの内容に基づき事務所から担当指導主事が電話をして確認する。

(3) 打合せ担当指導主事

打合せは、原則として次の指導主事が行う。

- ① B訪問 小・中学校 …… 地区担当指導主事  
幼稚園 …… 幼稚園担当指導主事
- ② C訪問（指定校訪問） …… 担当指導主事
- ③ D訪問 …… 地区担当指導主事（幼稚園は幼稚園担当指導主事）

(4) 提出物

① 各学校は、訪問日の1週間前（提出日が休日の場合は、その前日）までに、以下の資料を大河原教育事務所長あて提出する。

教育事務所用	指導案	研究概要	学校課題に係る話し合い等資料	学校要覧
	2部	2部	2部	

訪問指導主事用	指導案	研究概要	学校課題に係る話し合い等資料	学校要覧
	訪問する指導主事の人数分			

② 学力向上指導員が訪問する場合は、指導案、研究概要、学校課題に係る話し合いの資料、学校要覧を各1部ずつ勤務校に直接届ける。

③ 指導案には、道徳科資料（教科書以外の資料）・音楽科資料（教科書以外の楽譜の楽譜等）を必ず添付する。

### 5 その他

(1) 幼稚園担当指導主事及び地区担当指導主事は改めて連絡する。

(2) 学校訪問報告書については、所属の市町教育委員会の判断のもと、市町教育委員会へ訪問後1ヶ月以内に提出する。

